

栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間 及び休暇等に関する規則

令和 2 年 3 月 30 日
規 則 第 2 号

改正 令和 3 年 3 月 29 日 規則第 3 号
改正 令和 4 年 1 月 1 日 規則第 9 号
改正 令和 4 年 3 月 2 日 規則第 2 号
改正 令和 4 年 9 月 21 日 規則第 7 号
改正 令和 7 年 3 月 26 日 規則第 3 号
改正 令和 8 年 3 月 19 日 規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 19 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 13 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。

(1 週間の勤務時間)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第 4 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間（パートタイム会計年度任用職員にあっては、任命権者が別に定める時間（以下この項において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することができる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第6条 条例第5条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第3条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 条例第8条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第9条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、会計年度任用職員に勤務することを命じた休日（条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下この項において同じ。）である第4条第2項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時

間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日として指定することができる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の会計年度(以下「年度」という。)ごとに付与する有給の休暇とし、一の年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数を付与する。

(1) 当該年度において新たに任用する会計年度任用職員 1週間の勤務日数が定められる会計年度任用職員にあつては別表第1の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、1週間の勤務日数が定められない会計年度任用職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる任用の日から起算した任用期間の区分ごとに定める日数

(2) 前年度に引き続き在職する会計年度任用職員(前年度において勤務した日数が、前年度の全勤務日数の8割以上であったものに限る。) 1週間の勤務日数が定められる会計年度任用職員にあつては別表第2の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、1週間の勤務日数が定められない会計年度任用職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる任用の日から継続する年度の4月1日前までの継続勤務年数の区分ごとに定める日数

2 年次有給休暇は、前項第1号に掲げる会計年度任用職員にあつては任用の日に、同項第2号に掲げる会計年度任用職員にあつては継続する年度の4月1日に付与する。

3 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

- 4 前項の規定により繰り越された年次有給休暇がある会計年度任用職員から年次有給休暇の請求があった場合は、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。
- 5 年次有給休暇の単位は、1日、1時間又は15分（1時間を超えて連続して取得する場合又は任命権者が特に必要があると認めた場合に限る。）とする。
- 6 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 7 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、勤務日1日当たりの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間の時間数（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間数）をいう。）をもって1日とする。

（傷病休暇）

第13条 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、次に掲げる傷病休暇を与えるものとする。

- (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病
30日以内
- (2) その他の負傷又は疾病 別表第3の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ同表の右欄に定める日数以内の期間

2 前項各号の期間の計算については、傷病休暇の承認を受けた会計年度任用職員が職務に復帰した日から起算して6月以内に当該傷病休暇の事由とした疾病と同一の疾病により再度の傷病休暇の承認を受けようとする場合は、当該再度の傷病休暇の期間は、復帰の前に承認を受けた傷病休暇の期間を通算するものとする。

3 傷病休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 傷病休暇は、無給の休暇とする。ただし、第1項第2号に規定する傷病休暇は、有給の休暇とする。

（特別休暇）

第14条 任命権者は、別表第4の原因欄に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して同表の期間欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 任命権者は、別表第5の原因欄に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して同表の期間欄に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 特別休暇の単位は、1日又は1時間（別表第4の7の項、10の項、11の項、16の項、20の項及び21の項の特別休暇にあつては、1時間又は30分）とする。

4 別表第4の17の項の休暇の単位は、前項の規定にかかわらず1日又は4時間（1日の勤務時間が7時間45分の職員に限る。）とする。この場合において、4時間を単位とする同項の休暇は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間を単位として使用するものとする。

5 1日を単位とする特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

6 第12条第7項の規定は、1時間を単位として使用した特別休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第15条 条例第11条の5第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、当該申出において、栃木県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合規則第14号。以下「勤務時間規則」という。）第25条第1項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第11条の5第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項の申出、指定期間の指定の手續及び休暇の単位は、常勤職員の例による。

3 第1項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第16条 条例第11条の6第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めて同条

の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、条例第11条の6第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

2 前項の休暇の単位は、常勤職員の例による。

3 第1項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(休暇の承認等)

第17条 傷病休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間については、広域連合長が別に定めるところにより、任命権者の承認又は許可を受けなければならない。

(広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等)

第18条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し広域連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(その他)

第19条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において在職する特別職の非常勤職員であって施行日に広域連合の会計年度任用職員として任用されたものについては、第12条第1項第2号に規定する前年度に引き続き在職する会計年度任用職員とみなし、同条第3項及び第4項の規定を適用する。

附 則(令和3年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第9号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第7号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第3号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第6号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	任用期間				
		1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 4月以下	4月を超え 6月以下	6月を超え 12月以下
5日	217日以上	なし	1日	3日	5日	10日
4日	169日以上 217日未満	なし	1日	2日	4日	8日
3日	121日以上 169日未満	なし	1日	2日	3日	6日
2日	73日以上 121日未満	なし	なし	1日	2日	4日
1日	48日	なし	なし	1日	1日	2日

	以上 73日 未満					
--	-----------------	--	--	--	--	--

備考

1週間当たりの勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員にあつては、実勤務日数にかかわらず、1週間の勤務日数は5日とする。

別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	継続勤務年数					
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超
5日	217日 以上	12日	14日	16日	18日	20日	20日
4日	169日 以上 217日 未満	9日	11日	12日	14	16日	16日
3日	121日 以上 169日 未満	7日	8日	9日	10日	12日	12日
2日	73日 以上 121日 未満	4日	5日	6日	7日	8日	8日
1日	48日 以上 73日 未満	2日	2日	3日	3日	4日	4日

備考

1週間当たりの勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員にあつては、実勤務日数にかかわらず、1週間の勤務日数は5日とする。

別表第3（第13条関係）

1週間の勤務日数	傷病休暇を付与する日数
5日	10日
4日	8日
3日	6日
2日	4日
1日	2日

備考

1週間当たりの勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員にあつては、実勤務日数にかかわらず、1週間の勤務日数は5日とする。

別表第4（第14条関係）

原因	期間
1 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間

<p>(1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	
<p>4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>5 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>6 会計年度任用職員の親族（別表第6の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>
<p>7 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）</p>	<p>1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあって</p>

<p>が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>は、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5（体外受精及び顕微授精に係る治療を受ける場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>
<p>8 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>9 女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</p>
<p>10 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産日後2週間を経過する日までの期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に2を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間</p>
<p>11 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第7条第1</p>	<p>当該期間内における5日の範囲内の期間</p>

<p>項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	
<p>1 2 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき</p>	<p>当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>
<p>1 3 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、必要と認められる時間</p>
<p>1 4 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響を与えると認められる場合</p>	<p>当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>1 5 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>広域連合長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>1 6 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分又は1日1回60分の範囲内の期間(男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子に</p>

	<p>ついて民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない時間）</p>
<p>17 会計年度任用職員（6月以上の任期が定</p>	<p>1の年の6月から10月までの期間内</p>

<p>められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>における、勤務時間が割り振られていない日を除いて3日の範囲内の期間</p>
<p>18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通を制限され又は遮断された場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>19 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>20 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかっ</p>	<p>1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>

<p>たその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長の定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長の定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>21 要介護者（条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の広域連合長の定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>

別表第5（第14条関係）

<p>1 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>2 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>

別表第6（第14条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日